

## 第 27 回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 2 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

### 2. 委員定数 19 名

### 3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆                      2 番 大津 康男                      3 番 菊地善一郎

4 番 二瓶 崇                      5 番 高野 進                      6 番 菅井 大輔

7 番 齋藤 澄子                      8 番 山口 久人                      9 番 木村富士男

10 番 武藤 常雄                      11 番 小林 博行                      12 番 小沢 勝則

13 番 小林千代松                      14 番 横山 敏光                      15 番 佐藤 光伸

16 番 渡部 信夫                      17 番 庄司 英喜

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 62 号 会務報告について

報告第 63 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

## 7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

- 議案第 147 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 148 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第 149 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 150 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について  
議案第 151 号 農用地利用集積等促進計画（案）について  
議案第 152 号 農用地買入協議に係る要請について  
議案第 153 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

## 8. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岩 下 正 勝  
次長兼農地係長 小 林 孝 昭  
農政係長 大 竹 秀 樹  
熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）  
主 事 庄 司 智 哉  
塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）  
副 主 査 高 橋 健 治  
山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）  
主 事 佐 藤 瑠 香  
高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）  
技 査 若 菜 広

## 9. 会議の概要

### ○会長（あいさつ）

本日は何かとお忙しいところ、また寒い中、第27回の農業委員会総会にご出席をいただきまして、大変ご苦勞様でございます。この度の衆院選では、自民党が単独で300以上の議席を獲得いたしました。高市内閣ということでスタートを切っております。我々農業者にとっては、持続可能な、

農業が展開できるように期待するところでございます。皆さんもそれぞれ注視をしていただいて、情報共有したいと思っております。会務報告にある通り、2月13日に本市の農業振興協議会総会が開催されました。その内容等については、今の米の情勢ということで、令和7年産、令和8年産を比較しますと配分された数量は、昨年と同様、若干微増ということではあります。ほぼ同じということで、ご承知をしていただきたいと思います。そういうことで、主食用の作付等については、66%ということで、皆さんに通知をして、3月になりますと営農面談ということで、それぞれ個別に関係機関で営農計画を提出するという運びになりますので、併せてお願いしたいと思います。また、産地交付金ということで、国から支払われていますが、主食用の米以外については、そちらも昨年と同額程度の補助金で、併せて園芸振興についても、ほぼ同じ額ということになります。あとそれに向けて振興協議会がいろいろ取り組む項目があるんですけども、これも昨年並みで、また予算等についても昨年並みというようなことで契約されたり、関係機関の多数の賛同を得て承認されたということになります。そういうことで、農業振興協議会については、簡単でありますけども皆さんにお伝えしたいと思います。なお、詳細等について聞きたいということがありましたら、資料を準備してありますので、なお、後程ご覧になっていただきたいと思います。また、今年は例年になく雪が少ないということで、もう10日も過ぎると本格的な農作業に入るんじゃないかなということで、十分に体に留意されまして農作業にあたっていただきたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案7件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

退席の申し出があります。14番横山委員、17番庄司委員ということで、時間は2時30分ということですので、許可いたします。

定足数に達しておりますので、これより第27回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、15番 佐藤光伸委員、16番 渡部信夫委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第62号 会務報告について」、「報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第62号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔34件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第62号から報告第63号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、庄司委員

○庄司英喜委員

17番庄司です。第62号報告の3ページで2月9日から12日までということで、利用調整があったと思いますが、6件のうち1件が不調となったということでこの件について、詳細を説明願えれば幸いです。以上です。

○議長

はい、事務局

○事務局

この案件は、塩川町の1件でございます。後程議案の方にも出て来ますので、改めて提案申し上げるわけでございますが、こちら1度調整会議ということで調整委員を立てまして調整を図ったところですが、金額が、売り手と買い手の方で折り合わなかったということで、不調に終わったということでございます。なお、この1件につきましては、後程議案の方で改めて、説明させていただきたいと思っております。

○議長

庄司委員、よろしいでしょうか。

○庄司英喜委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第62号から報告第63号までは、事務局報告のと

おり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第62号から報告第63号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定4件、所有権移転13件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1からNo.4については、13番 小林千代松委員、所有権移転のNo.1からNo.5については、17番 庄司英喜委員、No.6については、3番 菊地善一郎委員、No.7については、8番 山口久人委員、No.8については、16番 渡部信夫委員、No.9については、6番 菅井大輔委員、No.10については、18番 木戸賢治委員、No.11、No.12については、1番 鈴木隆委員、No.13については、15番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1からNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第3条権利設定について、案件No.1からNo.4まで賃借人は同じですので一括してご報告いたします。去る2月4日午前9時頃より、申請人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。積雪があり不明確ではあったんですが、地

目は畑で75番地については、令和6年12月に〇〇〇氏が3条許可を得ていましたが、死去により〇〇〇さんが相続しましたが、休耕地で〇〇〇さんが草刈り管理をしていました。〇〇〇さんは、労働力不足で管理出来ないということで今回の申請に至りました。71番地の中間から75番地までは、営農型発電パネルがすでに設置されておりまして、72番地から75番地の南側には側溝があり、北側、東側は農道があり西側にも側溝がありました。ソーラー設備とともに適正に管理され、他の農地には影響を及ぼすことはないと判断をいたしました。したがって、適正かつ有効に活用されると考えました。以上です。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.1からNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。私の方から、所有権移転案件No.1からNo.5まで2つに分けて、まず最初にNo.1からNo.4まで、そのあとNo.5について報告をさせていただきます。案件No.1からNo.4まで、関連がありますので一括して報告をさせていただきます。令和8年1月28日から31日にかけて、天気の変化の状況を見ながら、あらかじめ現地の確認をさせていただきました。その上で、譲渡人の音楽評論家、〇〇〇さん、東京都世田谷区在住であります。彼は業務の都合により立ち会いが困難ですとのことから、1月29日午前中に電話をし、折り返し午後に着信がありまして、譲渡の意思を確認させていただきました。それを踏まえまして、1月31日午後1時半ごろから、案件No.1の譲受人である〇〇〇さん宅にNo.3の〇〇〇さん、No.4の〇〇〇さんにお集まりいただき、それぞれが譲り受ける場所と面積をタブレット端末を活用しながら確認をさせていただきました。それぞれが、今までも1枚の田んぼとして耕作をして来たところであり、今回特に問題はありませぬということでもあります。また、案件No.2の譲受人、〇〇〇さんについては、翌日2月1日午前8時30分頃から自宅において、菊地善一郎委員立ち会いのもとで、同様の確認をさせていただきました。なお、先日行われました喜多方地区調整会議の際も、譲受する〇〇〇さんは85歳と高齢であることから十分な管理が出来るのかというような疑念も持たれましたが、〇〇〇さんの娘さんが菊地委員の奥様であり、春から秋までの機械作業は、菊地

委員が対応しているのが現状であります。それらを踏まえて、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。それから、案件No.5でありますけれども、2月7日土曜日、午前10時ごろから関係者である譲渡人、〇〇〇さんのお母さん〇〇〇さんと譲受人、〇〇〇さんの両名、それから、それぞれの代理人であります〇〇〇行政書士立ち会いのもとで、私と、松山町の推進委員である〇〇〇さんと一緒に、現地調査並びに内容の聞き取りを行いました。譲渡人は県外在住で耕作管理が出来ないことから、荒廃としないために譲り渡すことになりました。なお、申請地は、〇〇〇町〇〇〇地内で広がる水田地帯の一角でありまして、春から秋まで、特に渇水の時期には、用水の取得にかなり苦労がありまして、最近では、水の管理を諦めて、水稻からそばの作付に業態を変えておるような状況であります。譲受人も当面の間はそばの作付をするということではありますが、状況を見て、自前でボーリング調査をして、地下水をくみ上げ、稲作をしたいというような希望も持っております。なお、この地域については、総合的に判断しても、特に問題はないと思いましたが、私も前日の6日の日に、約1時間程度をかけまして現地を見て歩き、タブレットで撮影をして、7日の日の対応に使わせていただきました。最後に譲受人の〇〇〇さんは、申請書に記載の通り、農業兼会社役員として、会社の方は〇〇〇株式会社喜多方事業所として、皆さんも知っているかと思いますが、松山町の一角、ローソンの向いに〇〇〇というところを運営しております。今回の農地の取得については、在籍する社員の方々にも協力をしてもらうという想定をしております。以上を踏まえて、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。長くなりましたが以上です。

#### ○菊地善一郎委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。農地法第3条に係る現地調査について報告します。No.6の案件でございますが、2月3日午前11時半過ぎより、譲渡人の〇〇〇氏と私の2人で行いました。〇〇〇さんは、仕事の都合により欠席ということで連絡がありまして、後日、電話で譲渡の意思確認を行いました。申請地

につきましては、以前より〇〇〇さんと〇〇〇さんとの間で、賃貸借により、水田耕作がなされております。今回、双方の合意のもとに売買をするということに至りました。現地については、〇〇〇地区の南に位置し、東は水田、西は住宅地に隣接となっておりますが、水利関係及び周辺に影響を及ぼすことはなく、今後も水稻を耕作するということで、今回の申請に問題はないと考えます。以上報告します。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo.7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第3条の所有権移転許可申請の現地調査について、ご報告申し上げます。去る2月10日の午後2時頃、現地にて、譲受人の〇〇〇氏と面談しまして、譲渡人の〇〇〇氏とはラーメン店を営んでいますので、そこに行きまして確認いたしました。お互いに本家、分家の間柄で〇〇〇氏の畑とは隣接しております。当日は、雪で見えない状態でしたが、事前に目印がしてありまして、地図と合わせまして、間違いのないことも確認いたしました。〇〇〇氏が以前より、自家用野菜を栽培したり、苗代のビニールハウス等で利用していきまして、今後も引き続き、同じく利用していきます。ただ今後、後継者に引き継ぐのにも今のうちに名義変更をしておいた方がよいということで、お互いに話し合っ、その様にいたしました。申請地は畑でありまして、購入による問題はないものと判断いたしました。以上です。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo.8について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。案件No.8について報告いたします。去る2月4日午前10時30分頃より、譲受人の〇〇〇さんに立ち会いいただきまして、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは、市外在住のため、調査後に電話にて聞き取り、譲渡の意思と売買の金額について、了解をいただきました。この農地は、譲渡人の〇〇〇さんが、市街在住のために管理が出来ないということから、これまでも譲受人の〇〇〇さんが管理耕作していたところでした。この度、譲渡人の〇〇〇さんは同地区出身であ

りまして、家屋、土地並びに農地を所有しておられますが、今後も、地元に戻る予定はないということから、様々な財産を整理したいとのことで今回の申請になったということでもあります。この農地は隣地も農地になっておりますが、譲受人の〇〇〇さんは近隣でそばの栽培もしておりますので、この農地もそばを栽培していこうということで、適正に管理されるものと判断いたしました。なお、売買価格については総額で3万円ということで、畑地における売買価格の近隣の価格から見ても、逸脱するところではないというふうに判断します。無償譲渡でも良いということではありましたが、近隣の影響も考えてこの額になったということでもあります。以上、適正価格であり、今後も農地として活用されますので、問題ないものと判断いたしました。以上であります。

○菅井大輔委員

〔所有権移転のNo.9について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番菅井です。案件No.9についてご報告いたします。2月11日午後1時より、譲受人、〇〇〇さんの自宅において、聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇さんからは、事前に、電話にて申請内容について確認をしております。また、現地確認をしましたが積雪のため、詳細は地図や農地ナビを使って確認いたしました。〇〇〇さんは、現在申請地の南隣を耕作管理しており、今後は申請地も含めて効率的に利用されるということです。現在所有しているのは、耕耘機のみですが、以前より申請地側の知り合いの方に、トラクターでの耕耘をお願いしており、今後も同様に依頼することでした。また、地域の慣例に倣って草刈等を実施し、周辺農地に影響を及ぼさないこと、加えて、農地取得によって生じる税金の支払いをしていくことを確認いたしました。以上のことから、本申請に伴う権利の取得については問題がないものと判断をいたしました。以上です。

○木戸賢治委員

〔所有権移転のNo.10について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番木戸です。農地法第3条所有権移転、案件No.10について、補足説明いたします。去る2月10日午前9時より、申請地において譲受人の〇〇〇

さんから、内容の確認を行い、譲渡人の〇〇〇さんとは翌日の11日、午前10時より〇〇〇、〇〇〇において面談で聞き取りを行って来ました。この農地は、〇〇〇さんの依頼を受けて、3年ほど前から〇〇〇さんが保全管理をして来ました。また、〇〇〇さんは判断能力があるうちに農地を整理したいとの思いからも申請をしたそうです。今後は、〇〇〇さんが隣接する自作地等へ稲を作付するとのことで、適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○鈴木隆委員

〔所有権移転のNo.11、No.12について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番鈴木です。農地法第3条所有権移転、案件No.11とNo.12については、関連案件のため一括して補足説明いたします。2月6日午前11時頃、譲渡人である福島県、福島県〇〇〇、〇〇〇の代理人である〇〇〇課、〇〇〇室、〇〇〇さんに電話での聞き取りを行いました。今回の案件は、〇〇〇高校の閉校に伴って、使用されなくなった実習圃場を売り渡したいという申請理由でした。翌日、2月7日午前11時30分頃、譲受人である株式会社〇〇〇の〇〇〇さん、株式会社〇〇〇の〇〇〇さんに、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。現地は道路が敷設されておらず、積雪もあり確認はできませんでした。事前に地図での確認をしております。譲受人の〇〇〇さんは、アスパラを主に栽培されておりますが、水稻にも力を入れ、規模拡大を図りたいということで、田を主に譲り受けたいとのことでした。また〇〇〇さんに関しては、主にそばを生産、加工、販売を手掛けていることから、主に畑を譲り受け、規模拡大を図って行きたいということでした。お互いの農地が隣接していることから、今後は協力し合いながら、適切に耕作管理をして行きたいということでもあり、この農地の取得により、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、本申請に関わる権利の取得に関しても問題はないと判断いたしました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo.13について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。〇〇〇氏、〇〇〇氏共に電話にて先日聞き取り調査を行

いました。なお、積雪のため現地確認は行いませんでした。〇〇〇氏は〇〇〇市在住で、高齢で一人暮らしです。集落内の農地の整理も行っている状況であり、血縁者で親戚関係にある〇〇〇氏の了解を得て所有権移転を申請したものです。〇〇〇氏は、集落と農地・水環境の役員であり、農地の維持管理保全に真摯に取り組んでいる状況です。以上により本案件に伴う、権利の取得については問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第147号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部信夫委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。No.11及びNo.12につきまして、後学のために、お訪ねしておきたいと思いますが、県のいわゆる公的財産を一般の方に譲渡されるというような行為の手続きの進め方については、どのような形でこのお二方に、決定するに至ることが出来たのか、その進め方について、農業委員会で内容を把握されておりましたらお伺いしておきたいと思います。

○議長

はい、鈴木委員

○鈴木隆委員

今程、渡部委員から質問がありました経緯ですが、時系列で報告します。この案件は、令和6年12月の下旬、〇〇〇高校の閉校に伴い、農地の売買が行われることになりましたと、山都支所の事務局より連絡がありました。これは〇〇〇農場と言われたところですが、まず初めに、農地が所在する〇〇〇地区を優先に希望を募ってほしいということで、もし希望者がいなければ、隣部落、もしそこもいなければ、また隣部落と裾野を広げていくということでしたので、まずは、〇〇〇地区の各認定農業者の皆さん全員に、〇〇〇高校の農地を取得し、規模拡大を希望しないかなどの聞き取り

を行いました。そのところ株式会社〇〇〇さんの〇〇〇さんと、〇〇〇農産の〇〇〇さんの2名の方が希望されたので、まずは互いに話し合っただきました。その結果、先ほどの報告でも言いましたが、〇〇〇さんがアスパラを栽培していますが、田んぼの方にも力を入れたいということで、田んぼの方を譲り受けたい。〇〇〇さんの方は、そばがメインなので畑を譲り受けて規模拡大をしたいということでしたので、その旨を事務局に連絡し、その後農業委員、事務局を挟んで県の職員と〇〇〇さん、〇〇〇さんとの話し合いが行われ、その後数回ほどの話し合いが行われ、そのまま話がまとまり、事務手続きも進んでおり、今回の総会に提出されたということです。それで、普通なら広範囲に募集をするところをどうして地元〇〇〇を優先に買い受け希望者を募ったのかということ、疑問に思ったので聞いてみましたら、この数年来長きにわたり農地を維持管理出来たのは、生徒さんを初め先生や関係者だけではなく、地元住民の皆さんや、農家の皆さんの協力があったからこそ、ここまで出来たのではないかと、地域性や慣習、考え方の違いを考えれば、地元の農地は、地元の農家さんに守ってってもらったほうがいいのではないかと理由でした。ちなみにですが、この農地で作付けされたそばは〇〇〇農産が何度か借り取りを行っていたというのが実際のところですよ。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

大変わかり易く丁寧な説明ありがとうございました。結果的にそのような形で、地元の方が継続的に耕作されるというふうに至ったということについては、大変よかったのではないかとというふうに思います。ただ、その公的財産を譲り渡すその流れにおいて、いわゆる公告とか或いは競売とか入札になるのかわかりませんが、一旦広く知らしめるという行為があって、その後例えば、期限を切ったときに応募者がなければ、次の手段ということで今、鈴木委員がおっしゃったような流れになる可能性もあるのかなというふうには思いますが、そもそものその情報を知らしめる行為が

きちっと事務的になされていたのかということが、少し引っかかるところがあるので、その辺については鈴木委員なり委員会の事務局は把握されていたのかということについてはいかがでしょうか。

○議長

はい、事務局

○事務局

今ほどの件でございますが、まずこの農地につきましては県有地という県の用地になっておりました。鈴木委員からご説明があった通り、令和6年の12月に具体的にこちらの農地について、渡部委員がおっしゃったように公売ですとか、県の教育庁というところが所管しているんですが、管財の方に確認したところ、結果的に公募ではなく、地元で活用していただくという方針を県の方で定めて、その定めた内容を元に農業委員会の方に、会長のもとに協力要請があったところでございます。それを受けて山都の農業委員さんにご相談して、引き受ける適任者を地元で探して欲しいということをご依頼申し上げ、県につないで処理したものとしているところでございます。なお、公売がいいんじゃないかとか、広く知らしめなければいけないんじゃないかというのは、あくまでも県有地であり、県の判断というように承知しているところでございます。県の意向に従って農業委員会でも協力したという結果になっているところでございます。以上です。

○事務局

補足的に申し上げますが、先ほど申し上げた通り、何度か県の教育長と、事務局の間の中で、協議を行ってきました。その中で、あくまでも公平性を保つために、公売という話し合いもしてきたところは事実でございます。ただし、すべてが公売というわけではなくて、今回、公売となりますと、地元も知らない方が高いお金を出して購入された場合に、何も担保できないとか、信用できないような方が入る恐れもあるという懸念もありましたことから、最終的には県の方では、地元の農業を一生懸命やっていただけの方を優先に、譲っていきたいという判断になったものでございます。以上でございます。

○議長

渡部委員、よろしいでしょうか。

○渡部信夫委員

はい、わかりました。

○議長

そのほかにございせんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第147号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第147号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔事業計画変更1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、16番 渡部信夫委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部信夫委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。今ほど次長の方から詳細の説明がございましたので、それ以外のことで若干報告したいと思います。この案件につきましては、去る2月10日、午前9時10分頃より、代理人の〇〇〇行政書士、農業委員会からは、小林千代松委員、事務局から小林次長、委員渡部にて現地確認並びに聞き取り調査を行いました。内容については今ほど説明があった通りですが、事業計画の変更ということで、顛末書が提出されておりました、新たな計画変更につきましては今ほど説明されたように、住宅を建てたいとするものであります。なお、付属資料の2ページをご覧ください。今ほどもありました通り、当初は番地でいうと併用地の86番、図面でいう上の方に、〇〇〇さんがこの住宅を建てようとしたところが、併用地86番で上の方です。こういうふうに立てますと、全く住宅だけで、あとはその余剰しかないということで、たまたまこの下に合わせて、農地がございましたので、これも含めて住宅建設をしたい、駐車場にしたいということでありましたので、今回一体的にここを整備したいというものでありました。周辺に農地はございませんので、特にその問題はありません。ただ、農業委員会の事務分掌でない部分ではあると思いますが、この図面で言いますと、下の今申請される85番の東側、図面上右側のもうすでに住宅が建ってるんですけども、こっから雪捨て場になっている。右側から今の申請地に相当の排雪がされている状況を確認しています。それから、申請地の南側84番というところの住宅が、この境界ぎりぎりにまで屋根の軒先が出ておりました、落雪はすべてこの申請地に落ちてくるというような状況も確認できました。ですので、この計画を実行しますと、後々、様々な問題が出てくるということが予想されましたので、このことについては、農業委員会からのということではないにしても、代理人の方に今後こういう計画があるので、排雪対策については、穏便に説明しながら、後から建てる方の影響がないように、よろしくその辺については調整をお願いしますということで、行政書士の代理人さんにはお願いしておきました。以上、次長の補足の説明をさせていただきました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第148号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第148号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第148号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第149号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、13番 小林千代松委員、所有権移転のNo.1、No.2については、16番 渡部信夫委員、No.3については、14番 横山敏光委員であります。先ほど退席をいたしました。事務局で報告書を預かっておりますので、後程説明をいたします。

なお、権利設定のNo.2については、先月開催した第26回総会において、「報告第61号 専決処分の承認を求めることについて、No.2」で現地調査の

報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第5条の設定、案件No.1 について、ご報告いたします。去る2月10日火曜日、午前10時15分ごろより、被設定、〇〇〇代表の〇〇〇さん、設定人の〇〇〇氏の息子さん、それから〇〇〇行政書士、渡部信夫委員、小林次長と私、小林にて現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目は21-1、21-2、21-3は田んぼで、一昨年までは稲作をされておりましたが、去年は草刈管理でした。それから、南側には水田があり、法面は緑地にする予定ということです。東側にも水田があつて、用水路がありました。北側には宅地、雑種地があり県道喜多方・河東線に面しております。西側については、国道121号線に面しており、排水路がありました。店舗の雑排水については、国道西側の公共下水道に放流するということでした。また、東側、南側に農地はありますが、法面の締め固めを十分に実施するとのことで、土砂流出の影響はないと判断いたしました。以上です。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo.1、No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。農地法第5条移転につきましてのNo.1、No.2 について報告いたします。なお、No.1 につきましては、先ほどの報告でこの意見の部分まで、説明いたしましたので省略させていただきます。次に、No.2 について報告いたします。去る2月10日午前10時45分ごろより、代理人の〇〇〇行政書士、農業委員会からは小林千代松委員、事務局の小林次長、委員渡部にて、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。付属資料の7ページと8ページをご覧ください。この全体的に図面の中で、鍵型になっているというちょっと不思議な形をしているんですが、後程説明します。この7ページを見ていただくと、この鍵型の下に農地のマークがついています。その下に線がありますが、そもそもここは一筆の農地であったものを、このような形に分筆して、鍵型に分岐されていくことの申請であります

。何でこういうふうになったのかは後程説明します。譲渡人の〇〇〇さん、この方はこの申請地の北側にいくつか建物がございますが、こちらの方にお住まいで、ここに住居、作業小屋、納屋、駐車場などが現在設置されておりました。それで、申請地のこの鍵型の東側の道路があります。その隔ててアパートが2棟ほど建っているんですが、この北南の道路は、そもそも〇〇〇さんの私道です。この私道は、実はこの案内図、7ページの方の〇〇〇病院の左側の道路をずっと南側に行って、459号に接続するまで、この〇〇〇さんの私道で、それからそのアパートの南側に、東西に延びている道路、これも私道ということをも説明させておいてください。これらの状況の中で、譲受人の〇〇〇さんは、譲渡人の〇〇〇さんの娘さんで、ご夫妻で住宅を建築したいとのことから、今回、〇〇〇さんの農地を転用して、娘さんに譲渡した後に、土地利用計画図における住宅を〇〇〇さんご夫妻で建築したいとするものでありました。この鍵型になっている理由なんですけども、右側を見ていただくと、いわゆる先ほど説明しました、私道を拡張してこの自動車が南側に出入りがし易いように、この鍵部分で道路の幅員を広げたいということで、このような形にしたということでありました。なお、農地につきましては、隣接農地は譲渡人の星さんの分筆後の農地になりますが、これまでも〇〇〇さんが耕作しておりまして、今後も引き続き耕作されるということでしたので、問題はございません。なお、雨水については自然浸透並びに、ここは私道に側溝が最終的にこの鍵型の末端についておりますので、ここに放流するということでもあります。ですので、一応この建築自体については特段問題がないということがあるんですけども、ここから若干別な話を申し上げます。この8ページでいう浄化槽というのが、申請図の中に浄化槽がありますが、ここからずっと引っ張ってきて、いわゆる私道に埋設してるこの側溝柵に放流するということでありました。当日の調査では、アパートの南側の東西道路、それから、459号に接続する道路については、私道ではなくて、いわゆる公道で市の道だというふうに聞いておりました。調査中は、ですのでちょっと側溝の流れが全く確認できなかったもので、このアパートの浄化槽の放流はど

こにやっているのか、小林委員と一生懸命探したんですけれども、全く見当たらないので、どうもおかしいなということだったので、この排水については一応保留にして、後で調査してみようということで、その当日は戻りました。その後、下水道課等に確認したところ、下水道の本管はこの459号線にしか通っていないで、これらアパートの雑排水の処理は、図面という東側、右側の方の自然のいわゆる青道等に放流しているということなので、どうもこの私道、当時は公的道路と聞いていましたので、なぜここに放流しなかったと思いましたが、実はここは私道であったので、ここに放流していないということが判明しました。ですので、今回の計画につきまして、先ほど申しあげました浄化槽からの放流が、私道の側溝に放流するというので、見たところ流れが全くないので、本当に大丈夫なのかということでありましたので、一旦この話を代理人の方に戻しまして確認したところ、公的市道ではなくて、私道になっていることは代理人も知らなかったようでありました。ですので、この管理について放流するのはいいけども、このような状況で流れが確保出来るのかということが心配だったので、この私道の施設、私施設の側溝の管理はどうされるのかということ、譲渡人になり、譲受人に、その辺の管理の仕方を聞いて欲しいということで、お話をしたところ、新しく住宅建設をされた娘さん夫妻、〇〇〇さん夫妻が適正な管理をするということでありましたので、そういったことを報告がございましたので、排水しても問題はないだろうということでありましたので、今回の案件は大丈夫だということ判断しましたが、このように、現地調査のときに代理人が説明した内容と実態が異なっている、ということが今回ありましたので、そういったような案件が今後もあるかもしれませんので、現地確認においては、その代理人の説明されるものに対して、少しでも疑問があれば一旦それは持ち帰って、事務局なり担当部局の判断を仰ぐべきだなということは、今回は痛感したということは申し添えておきたいと思えます。

#### ○事務局

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

農地法第5条、所有権移転案件No.3についてですが、横山委員より現地確認の報告書をいただいておりますので、代読させていただきます。農地法第5条所有権移転について報告します。現地確認は、2月10日午後3時から行いました。確認には譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇ご夫妻につきましては、共働きであったことからご欠席されまして、代理人の〇〇〇行政書士さんが出席されました。農業委員会からは、横山委員、花見貞二推進委員、そして事務局の私が立ち会いを行いました。案件の現地につきましては、案件の用地以外は一帯すべて住宅が建築されておりました。そして、唯一残されたのが、今回の案件の用地でございました。実質、分譲用地として区画されておまして、当該用地には排水弁が設置されており、また、柿の木が一本植えられ住宅地に必然とした状態がありました。当該地周囲には農地は存在せず、周辺農地には全く影響ないものと判断して参りました。以上代読を終了いたします。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第149号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第149号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第149号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第150号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔編入2件、農振除外1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第150号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第150号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第150号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第151号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積等促進計画の機構借入No.29、No.58、No.59、No.60、No.264、No.281、No.365、機構貸付No.24、No.127、No.136、No.172を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○議長

はい、菅井大輔委員

○菅井大輔委員

議案、議案第151号は、機構貸付の分だけでも借受者が226名いらっしゃいます。そして、およそ80ページ分もございますので、議案書は事前に配布されており、時間の都合上、事務局からの朗読説明の省略を提案をいたします。以上です。

○議長

お諮りいたします。只今、菅井大輔委員より提案がありましたが、案件数が膨大であることから案件の概略のみを説明し、各案件ごとの朗読・説明は省略することに、おご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案件中、農用地利用集積等促進計画の機構借入No.29、No.58、No.59、No.60、No.264、No.281、No.365、機構貸付No.24、No.127、No.136、No.172を除く案件については、案件の概略のみの説明とし、各案件ごとの朗読・説明は省略することといたします。

○事務局

〔機構借入No.29、No.58、No.59、No.60、No.264、No.281、No.365、機構貸付No.24、No.127、No.136、No.172を除く促進計画（案）の概略を説明。〕

○議長

それでは、議案第151号の機構借入No.29、No.58、No.59、No.60、No.264、No.281、No.365、機構貸付No.24、No.127、No.136、No.172を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、菅井大輔委員

○菅井大輔委員

機構借入の分の2ページから5ページまである借受者が〇〇〇さんの分なんですが、使用貸借となっておりますが、間違いはないでしょうか。また

賃借料がソバでも1万円となっているんですが、間違いないかどうかお訪ねいたします。

○議長

はい、事務局

○事務局

すいませんこの使用貸借となっている部分について、5千円というのは整合性がないので、お時間をいただいて、確認するようにいたします。

大変申し訳ございません。

○議長

15時30分まで休議いたします。

15時20分 休議

【休 議】

15時30分 再開

○議長

それでは、再開いたします。

○議長

はい、事務局

○事務局

大変申しわけございませんでした。こちらの151号の別紙、A3の横長の資料でございますけれども、ここに書いてある金額が、すべて合っているということでございました。それで、その金額が書いてあった上、使用貸借と書いてあったのは、賃借権の誤りでございました。この権利の種類について誤りがありまして、0のものが使用貸借、金額が書いてあるものが賃借権、というような概要が正確なものでございましたので、すべてこちらを修正した上で、公社の方に手続きをとって参りたいと思います。資料

の誤り大変申し訳ございませんでした。

○議長

菅井委員、よろしいでしょうか。

○菅井大輔委員

はい、了解しました。もう1点ですが、106ページになります。54番〇〇〇さんの小計が1筆となっております。訂正をお願いします。

○議長

はい、事務局

○事務局

こちらの方、修正いたします。大変申し訳ございませんでした。9筆でございました。併せまして面積も違いますので、正しく計算して修正したいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長

菅井委員、よろしいでしょうか。

○菅井大輔委員

今の件は了解しました。あと、133ページなんですが、137番の借受者、〇〇〇氏なんですが、地元の案件で大変恐縮なんですが、今回〇〇〇さんについては、いろいろと問題がございまして、この案件についてのみ一旦保留とさせていただいて、もし可能であれば来月また新しい形に出来ればと思います。

○議長

はい、事務局

○事務局

実は、この〇〇〇さんにつきましては、この総会後に所有権の移転の関係で、農地委員会で協議をいただくように予定しておりました。ただ今回提案いたしましたのは、これまでの継続した貸借ということでございまして、管理が不十分なところにつきましては、我々、農業委員会、また、機構と連絡を密にして、耕作者に働きかけはしていかなければならないというふうに認識しているところではございますけれども、これまで営農してい

た状況、または貸している方についても、貸している状況があるということでの申し出でございましたので、あまりにも管理が出来ない、営農が法的に見ても正常じゃないような状況な場合は、勧告をした上でこの契約を解除することが出来るというような案件にもなっていることから、今回この貸し付けについては、議案に掲載したところでございます。ただ、菅井委員からの申し出がありましたので、委員の皆様の協議をいただいて、この部分について、今月、このままやるか、来月に回すかということは、ご判断願いたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長

今程、菅井大輔委員からこの〇〇〇さんにおいては、いろいろ地区的に問題があるというようなことで、今回、この案件が出ているわけですが、事務局としては、今まで、営農をやっているというようなことがありますので、契約期間が切れて再契約ということでもありますので、問題なく作付けが可能じゃないかということで、保留にしないで本案件については一応承認をいただくということで、事務局の方は言うておりますが、皆さんにお諮りしたいと思えます。どちらの方がいいのか、出来れば事務局の通りの案で承認をして欲しいと私は思えます。

○議長

はい、菅井大輔委員

○菅井大輔委員

少し付け加えたいんですけども、今回この資料が地区調整会議のときに示されませんでしたので、この事実を知ったのが昨日、資料をいただいたという時点でございました。それで、〇〇〇さんのこの案件を通さないとやっているわけではなくて、ちょっといろいろ精査する時間をくださいと言っています。だから、今月じゃなくて、来月でも間に合う内容だと思えますので、その辺よろしく願いします。

○議長

はい、事務局

## ○事務局

今のお話を伺いまして、地区調整会議でも資料が間に合わず、お示し出来ていなかったということでありました。内容を聞くにつれ来月に回してご判断いただくということも必要なことかなと思いますので、この137番、機構貸付に関わる部分、また、この機構貸付の137番に関する機構借入れの部分について、今回、来月に繰り延べさせていただきたいと存じますが、その内容で、ご協議いただければと存じます。よろしくお願ひします。

## ○議長

はい、渡部委員

## ○渡部信夫委員

16番渡部です。今程の件につきまして、次長からの今の説明で繰り延べしていただきたいという発言がありましたが、あくまでも審議するのは委員であって、事務局がその判断に対して誘導するような発言は、やっぱり好ましくないと思いますので、そういったことは、今後しないでいただくように議長からも指導していただきたいと思います。なぜ、地区調整会議に上がってこなかったものがいきなり総会にかけられるのか。というこの説明が足りていないので、まずそこをお伺いしたいという1点、それから、諸事情によって菅井委員は内容について、一定程度の内容は存じ上げているんだろうと思いますが、今回この時期にこれだけの案件が出てくる中で、いわゆるその再設定は原則として農地バンクを通さなければならないというような状況の中で、そのいわゆる適切な管理というのは、どういったことを指すのかということをお考えますと、当然その圃場の管理は基本的にそうなんですけれども、実際に小作料の例えば納入について、農地中間管理機構の引き落としがなされていない方がいらっしゃるとか、市の税金が未納になっているとか、その他支払うべき部分が決済されていないというような内容を、実際に一定程度、公的機関である農地中間管理機構からは、そういった小作料としての不都合が発生しているというような情報は、事務局に入っているのかどうか。そういった方が再設定を希望する場合には、これはやっぱり適切な管理がなされていないのではないかと

ことで、この総会でそういった場合については、やはりその勧告する手段も、執行されてきた経過も私もよくわからないので、それをちゃんと制度として整えるべきではないのかと思います。ちょっと長くなりましたが2点目は、農地中間管理機構からそのような決済がされていないような形の情報というのは入って来るのか来ないのか。もう1点繰り返しますと、なぜ、地区調整会議に説明がなかったものが総会に案件として挙がってくるのか、それについて説明をお願いいたします。

○議長

はい、事務局

○事務局

改めまして、今回、地区会議で審議されていなかった、案件が載せてあるということですが、我々総会の資料につきましては、今回、地区会議ですべて提示したものを載せたものと思っておりました。本来であれば渡部委員が言ったように、毎月10日前後に行われます地区調整会議の中で、当月の案件についてご説明するのが、今まで慣例として行って来たところがございます。今回の熱塩加納の案件につきましては、1月末から今月の10日前後までにかけて、調印会とというものを行って参りました。これにつきましては、事務局で事前に受付けたものをもとに、公社の方で各筆明細と契約書となるものに対して、お互いに判子を押してくださいという調印会を催したところがございますが、熱塩加納の地区につきましては、その調印会が10日までに書類の作成等が間に合わず、16日までにってしまったというのが実情でございました。ただ、書類等につきましては、すべて総会のほうに諮るという前提のもとに、16日に行ったものですから、地区会議で地区の委員さんの方にはお示し出来なかったというようなところがございます。そういった理由ではございますが、その辺につきましては、事前にお示し出来なかったことについて、大変申し訳なく思っております。もう1点、農地の適正管理の中で、公社からの情報というような話がございました。直接公社側からこの方についてというような情報はなかったんですが、この方につきましても本庁の方である程度どう

いう人なのかというのは、認識しておりまして、その後の別案件とともに、この方の情報を公社に求めたところ、小作料が滞っているというような話は伺ってはありました。その後、完済されたかというところまでは確認しておりませんが、そういったお金の面ではそういったところがあるということです。また、この方は結構市内でもいろんな耕作、いろんな契約をされており、なかなか適正な管理といたしますか、例えば畦畔等の草刈が滞っていたりですとか、収穫が最後まで出来なかったというような話も伺ったところでございます。そういった面から、農地を自己農地も含めて、適正管理が出来るのか、出来ない方なのかという議論は当然して参りましたが、今回のこの促進計画に加えましたのは、先程、事務局の方で申し上げた通り、再設定であったこと、今まで直接相対のもと貸し借りが満了して、改めてまた再設定を組んだという事実がございましたので、この案件につきましては先走った手続きになりましたが、今回の総会に挙げたところということで、今後、注意しながら進めて参りたいというふうに思っております。最後に先ほど菅井委員の方から保留にしてはどうかというご意見がございました。当然、事務局で判断するものではございませんので、その辺につきましては皆様のご審議の中でご判断いただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。何度もすみません。今ほど事務局長からもありましたが、なので、適正管理をしているかどうかという判断が、その情報として我々がたまたま今回は、菅井委員の方で把握されていらっしゃるということもあったので、わかったんですけれども、ですから再設定といえど、その貸借関係も含めて、農地の管理が適切になされているかどうかの指標というのは、求めれば結局その農地バンクも開示するということなわけですから、その手段については、今日、農地委員会もあるということですので、その再設定にあたって、適正管理がなされているかどうかというのを、その辺

を農業委員会としても、そこは指導すべきことの職務があると思われま  
るので、そういったその制度の中で、適正管理というものをどこで判断して  
いくかというような体制については、早急にやはり検討して形にするべき  
かなと思いますので、今回の内容については、菅井委員もおっしゃる通り、  
そういった方向でも私はいいかのかなというふうに思いますけれども、一方  
で並行してそのような再設定の場合の適正管理についての判断の仕方につ  
いては、今後議論していただくことはお願いしておきたいなというふう  
に思います。以上で発言を終わります。

○議長

それではこの方については、今月の総会で今日既に提出されております  
けれども、地区調整会議でこの案件等についての提示がなされておらず、  
審議していないということでありまして、なかなか問題点が多いというこ  
とでありますので、また渡部委員からもいろいろご指摘がありました。そ  
のようなことで、農業委員会としてもこの後の農地委員会等について、し  
っかり一線を引いた中で今後はこのよう処理について、適正に行えるよう  
に協議を図って、今後の対応について考えて行きたいと思えます。今回に  
ついては、保留するかそれとも承認するか、2つの方法なんですけども皆  
さんからもう少し意見を出して、保留なのかどうかその辺も意見があれば  
出していただきたいと思えます。

○議長

はい、木戸委員

○木戸賢治委員

18番木戸です。この件に関しましては、私どもも会津北部土地改良区さ  
ん、あとは中間管理機構等から私の方にも打診がございました。それで、  
そもそも3条の許可要件は、適正に耕作管理がなされていることが当然で  
すけども、そこの中には言葉には書かれてないんですけども、当然賦課金  
などを納めているということが大前提にあるわけです。これがなされてい  
なくて、買い受けるとか借り受けるというのは、ちょっと問題があるな  
と思っています。今回のこの機構の貸付ですけども、これは5年も6年も前

にハンコを押して今期間が切れるわけですが、その間にこういった未納が発生した場合は、やはり今回のこの事案に関しては保留だと思います。これから農地委員会を開くわけですが、貸付も当然ですが、農地の所有権移転に関しても、やはりきちっとした3条の許可要件を作るべきだったんです。前にも3条の許可要件で、喜多方市では3年3作とかそういう内規を作ったこともあったわけですが、やはりその金額、未納という言葉も本当は入れたくないんですが、入れるべきではないかと私は思います。したがって、今回は保留でお願いしたいと思います。以上です。

○議長

はい、それでは、決を取りたいと思います。

保留ということで、提案したいと思います。

※（異議なしの声あり）

○議長

全員賛成ということで、この案件等については保留をして、後程農地委員会の中で適正な対応が出来るように、このような場合には要件を付けて今後に繋げていただきたいと思います。

○議長

はい、齋藤委員

○齋藤澄子委員

7番齋藤です。1つだけお伺いしたいんですが、熱塩の案件で地区調整会議で議論にならなかったとお聞きしたんですが、この〇〇〇さんの1件だけを保留にされるんですか、それとも全部を他のところ見ていただいて、保留にされるのか、どちらになりますか。地区調整会議で審議されなかったということなので、今の時点で確認していただいて承認するか、若しくは今回はその分だけを保留にするか、どちらかだと思んですがその1件のみでいいかどうかというのは、地区の方で判断していただきたいと思います。

○議長

はい、菅井大輔委員

○菅井大輔委員

その他の案件は目を通しておりますので、〇〇〇さんの案件だけ、保留でお願いいたします。

○議長

はい、それでは1件だけ、この〇〇〇さんの件について、1件だけ保留ということで決定をいたしました。

○議長

そのほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第151号の機構借入No.29、No.58、No.59、No.60、No.264、No.281、No.365、機構貸付No.24、No.127、No.136、No.172を除く案件について、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号の機構借入No.29、No.58、No.59、No.60、No.264、No.281、No.365、機構貸付No.24、No.127、No.136、No.172を除く案件については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第151号の機構借入No.365、機構貸付No.172の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、2番 大津康男委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、大津

康男委員の退席を求めます。

※（2番 大津康男委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.365、機構貸付No.172の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第151号の機構借入No.365、機構貸付No.172の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第151号の機構借入No.365、機構貸付No.172の案件について、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号の機構借入No.365、機構貸付No.172の案件については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

2番 大津康男委員の着席を求めます。

（2番 大津康男委員着席）

○議長

続きまして、「議案第151号の機構借入No.58、No.59、No.60、機構貸付No.24の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、3番 菊地善一郎委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、

菊地善一郎委員の退席を求めます。

※（3番 菊地善一郎委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.58、No.59、No.60、機構貸付No.24の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第151号の機構借入No.58、No.59、No.60、機構貸付No.24の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第151号の機構借入No.58、No.59、No.60、機構貸付No.24の案件について、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号の機構借入No.58、No.59、No.60、機構貸付No.24の案件については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

3番 菊地善一郎委員の着席を求めます。

（3番 菊地善一郎委員着席）

○議長

続きまして、「機構借入No.29、No.264、機構貸付No.127の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、6番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、

菅井大輔委員の退席を求めます。

※（6番 菅井大輔委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.29、No.264、機構貸付No.127の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第151号の機構借入No.29、No.264、機構貸付No.127の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第151号の機構借入No.29、No.264、機構貸付No.127の案件について、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号の機構借入No.29、No.264、機構貸付No.127の案件については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

6番 菅井大輔委員の着席を求めます。

（6番 菅井大輔委員着席）

○議長

続きまして、「機構借入No.281、機構貸付No.136の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、18番 木戸賢治委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、

木戸賢治委員の退席を求めます。

※（18番 木戸賢治委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.281、機構貸付No.136の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第151号の機構借入No.281、機構貸付No.136の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第151号の機構借入No.281、機構貸付No.136の案件について、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号の機構借入No.281、機構貸付No.136の案件については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

18番 木戸賢治委員の着席を求めます。

（18番 木戸賢治委員着席）

○議長

続きまして、「議案第152号 農用地買入協議に係る要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第152号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。この議案について、大変私、不勉強でわからないので、我々には何を判断しろというふうに言われているのか、簡単にご説明いただきたい。

○議長

はい、事務局

○事務局

今回ですね、1度、農業委員の方が委員となって、農用地利用調整会議という形で、あっせんの集まりを持ったところですが、両者の買い入れの金額が合わなかったということで、結果的には売る方の土地の譲渡所得が高くなってしまうので、その軽減を図る。それによって、集積を行う協議に第2段階に上げるということ、800万控除だったのが1.500万まで上がるというものがございまして、農用地利用調整会議というのは、今回この3条の売買ではなくて、中間管理機構を通した売買をするのに農用地利用調整会議というのを開いて、農業委員会としてのあっせんを図っているところでございます。

○議長

一旦、休議いたします。

16時07分 休議

【休 議】

16時12分 再開

○議長

それでは再開いたします。

○議長

渡部委員、よろしいでしょうか。

○渡部信夫委員

はい、わかりました。

○議長

そのほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第152号については、喜多方市に対し買入協議の要請を行うことに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第152号については、喜多方市に対し買入協議の要請を行うことに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第153号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画10件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第153号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第153号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第153号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第27回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 6 : 2 5